

香 美 市 国 民 保 護 計 画

(令和7年1月31日変更)

概 要 版

第1編 総論

第1編では、市の責務、本計画の位置づけ、基本方針、事務又は業務の大綱、本計画が対象とする事態などを定めています。

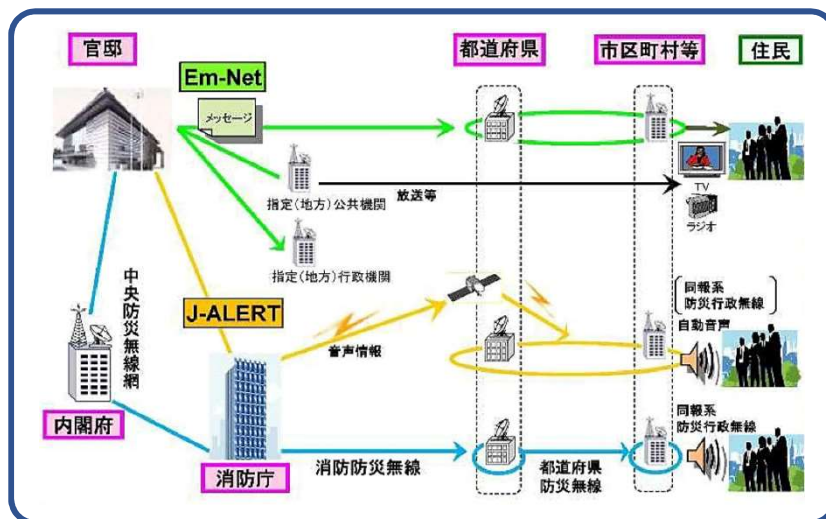
市国民保護計画が対象とする事態



第2編 平素からの備えや予防

第2編では、組織・体制の整備、通信の確保、研修・訓練、備蓄、国民保護の啓発などを定めています。

国民保護のための情報伝達的手段



平成26年4月1日から、国民保護に関する情報の緊急速報メール配信開始（総務省消防庁）
 <<出典>> 内閣官房 国民保護ポータルサイト
 (<https://www.kokuminhogo.go.jp/arekore/shudan.html>)

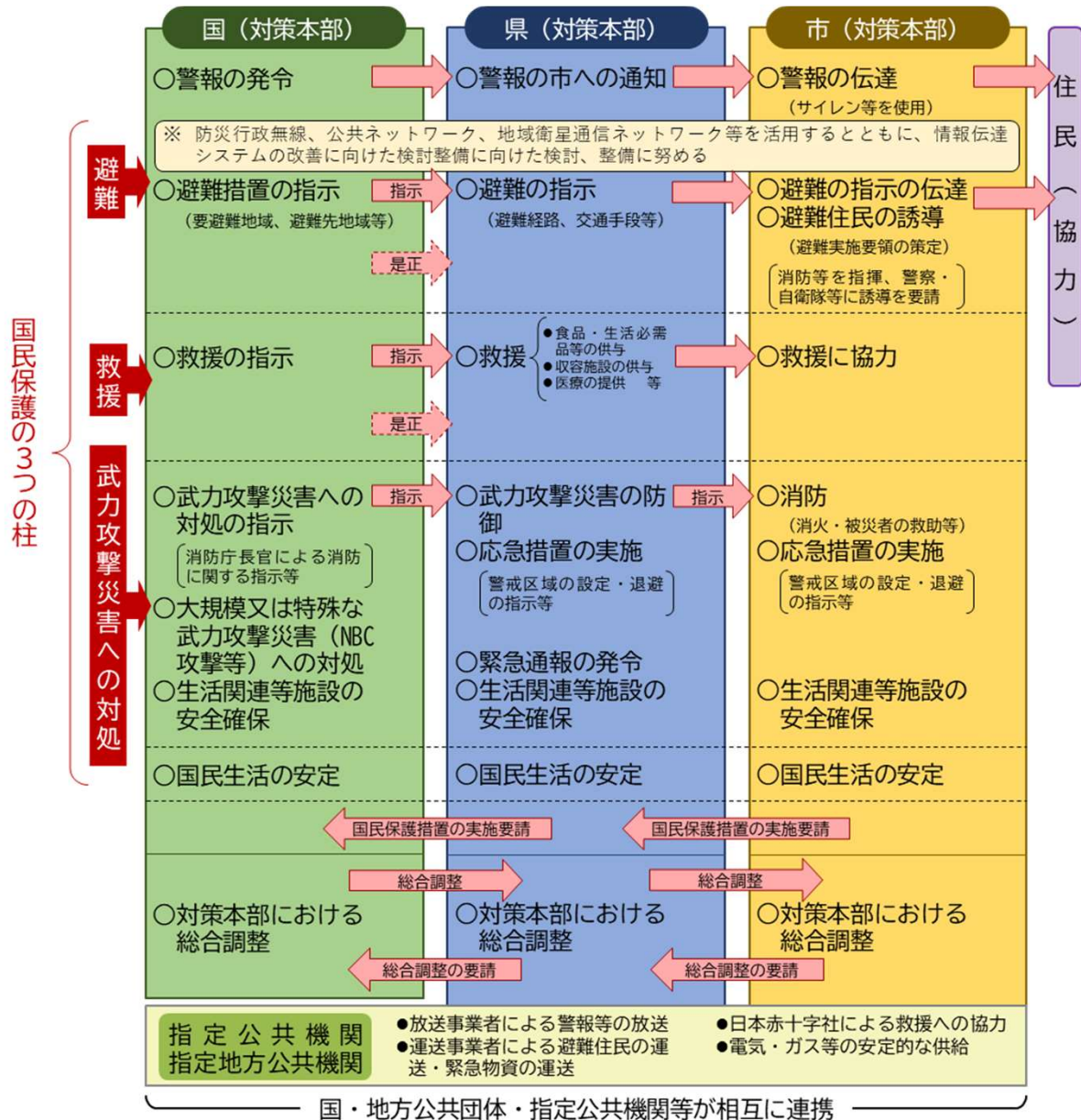
国民保護に係る主な訓練等

- 全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験
- 安否情報システム全国一斉訓練（武力攻撃事態）
- 避難実施要領のパターン作成演習
- 国と地方公共団体の共同訓練（図上訓練・実動訓練）

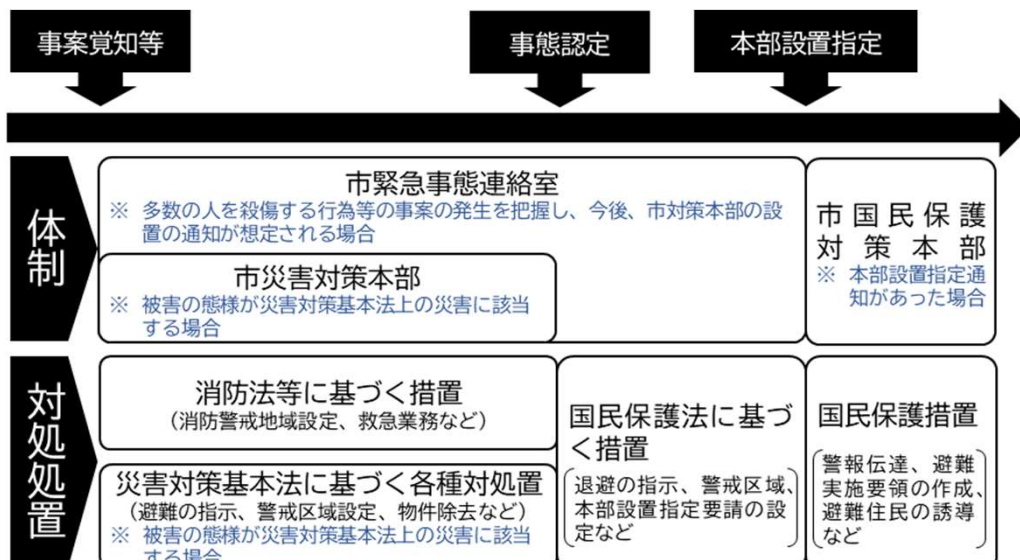
第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編では、初動連絡体制の迅速な確立・初動措置、市対策本部の設置等、避難、救援、武力攻撃災害への対処、被災情報の収集・報告、保健衛生の確保等の措置、特殊標章等の交付及び管理を定めています。

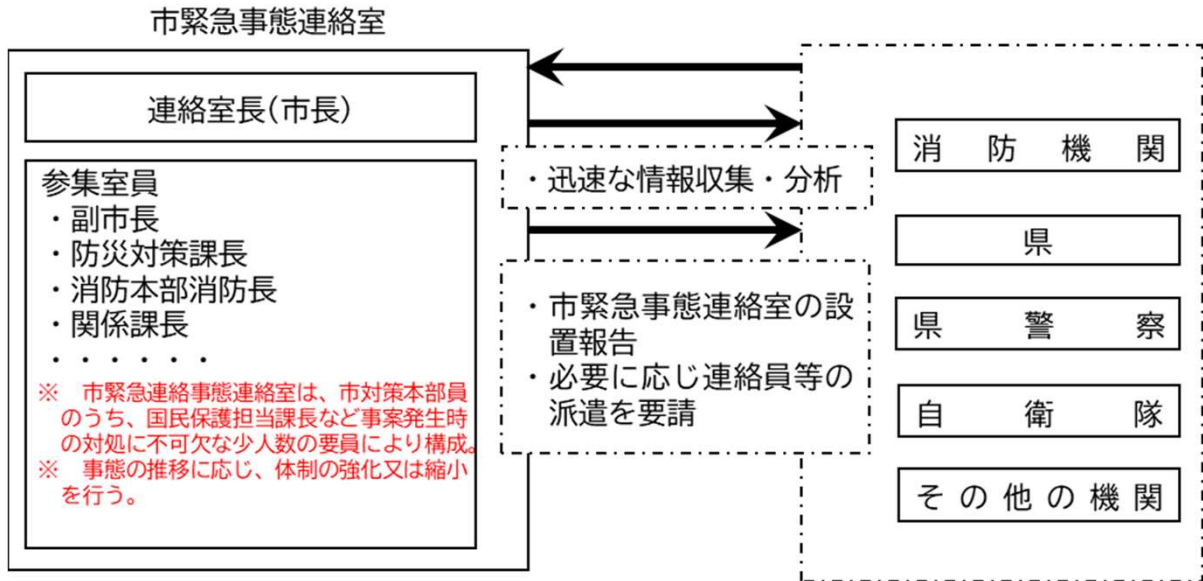
国民の保護に関する措置の仕組み



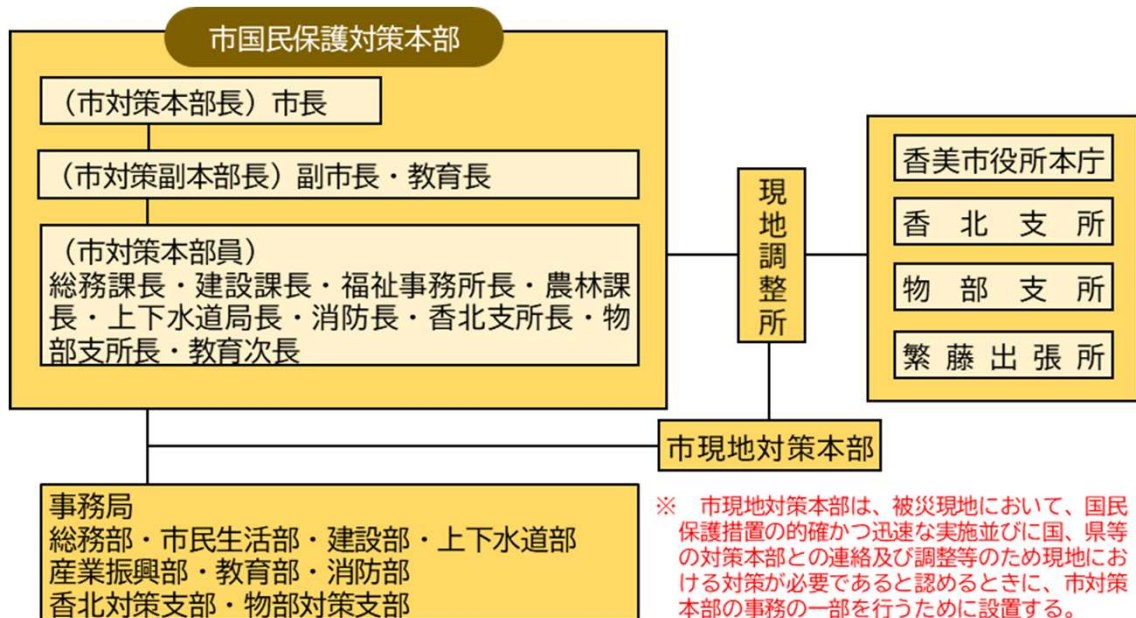
初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置



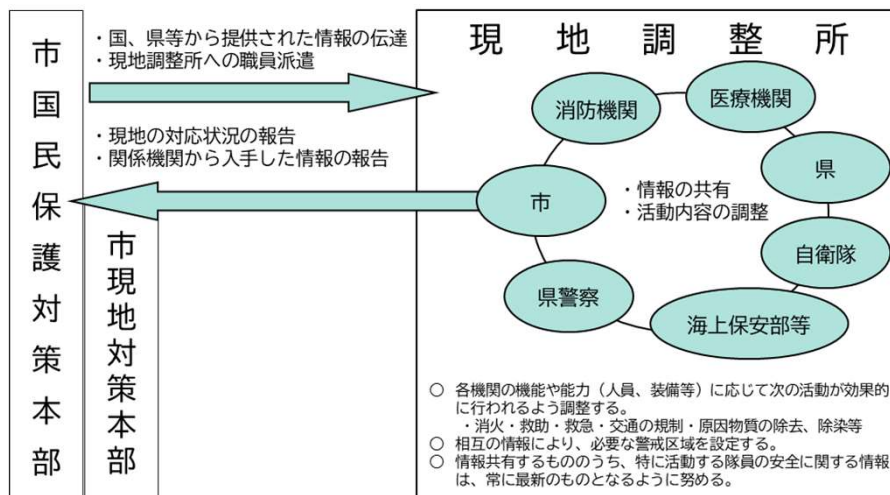
市緊急事態連絡室の組織構成



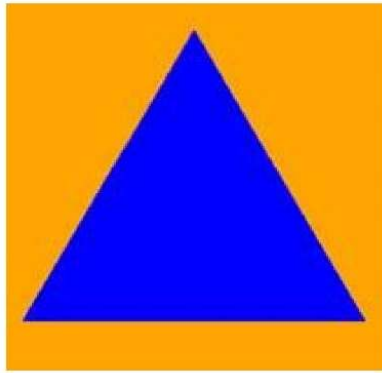
市国民保護対策本部の組織構成及び機能



現地調整所の組織編成例



特殊標章等



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		

印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A 7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))
(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

第4編 復旧等

第4編では、応急の復旧、武力攻撃災害の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁等、緊急対処事態への対処を定めています。

なお、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

香美市国民保護計画変更の主な概要

変更の理由

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条に基づく「香美市国民保護計画」は、同条第1項の規定により、「高知県国民保護計画」に基づいて作成する計画とされており、同条第3項の規定により、作成後も整合性の確保を図るよう努めなければなりません。
- 国民保護法第34条に基づく「高知県国民保護計画」は、同条第1項の規定により、「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）に基づいて作成する計画とされ、平成29年12月19日の閣議決定による基本指針の変更を受け、平成30年6月に変更されています。
- 今般の「香美市国民保護計画」の変更は、整合性の確保を図るべく、変更後の「高知県国民保護計画」に基づく内容に改めるものです。

主な変更点

《共通》

- 「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」への用語の見直し
- 「避難行動要支援者」に関する計画内容の明記

《第2編 平素からの備えや予防》

- 全国瞬時警報システム（J-ALEERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の活用を明記
- 整備済である現状に沿う内容に見直し（現行の香美市国民保護計画の作成当時は国において整備検討段階である旨を記載）
- 努めるべき実践的訓練の例示として、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練を明記
- 平成27年2月に一部変更された「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月）の変更点の反映

《第3編 武力攻撃事態等への対処》

- 配備体制等の見直し
- 警報の内容の伝達の方法として、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の活用を明記
- 大規模集客施設等における避難を明記（新設）
- 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項を明記（新設）